第十三条　輸出令別表第二の三第二号(10)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、第十一条に該当する通信装置用の光ファイバーの材料として設計したガラスその他の材料のプリフォームとする。

第十四条　輸出令別表第二の三第二号(11)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、暗号装置及び暗号機能を実現するための部分品であって、貨物等省令第八条第九号（同号ヘを含む。）のいずれかに該当するものとする。

第十五条　輸出令別表第二の三第二号(12)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、音波を利用した装置であって、次のいずれかに該当するもの及びその部分品とする。

一～三　［略］

第十六条　輸出令別表第二の三第二号(13)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二　［略］

第十七条　輸出令別表第二の三第二号(14)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、電子式のカメラであって、貨物等省令第九条第三号ニ（一）２又はホ（二）に該当するフォーカルプレーンアレーを組み込んだものとする。

第十八条　輸出令別表第二の三第二号(15)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二　［略］

第十九条　輸出令別表第二の三第二号(16)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～七　［略］

第二十条　輸出令別表第二の三第二号(17)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二　［略］

第二十一条　輸出令別表第二の三第二号(18)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、地上用の重力計であって、次のいずれかに該当するものとする。

一・二　［略］

第二十二条　輸出令別表第二の三第二号(19)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～三　［略］

第二十三条　輸出令別表第二の三第二号(20)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～三　［略］

第二十四条　輸出令別表第二の三第二号(21)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、第十九条に掲げる貨物及びその部分品の試験装置、検査装置、製造用の装置及び工具並びにこれらの部分品及び附属品であって、次のいずれかに該当するものとする。

一～三　［略］

第二十五条　輸出令別表第二の三第二号(22)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二　［略］

第十三条　輸出令別表第二の三第二号ヌに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、第十一条に該当する通信装置用の光ファイバーの材料として設計したガラスその他の材料のプリフォームとする。

第十四条　輸出令別表第二の三第二号ルに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、暗号装置及び暗号機能を実現するための部分品であって、貨物等省令第八条第九号（同号ヘを含む。）のいずれかに該当するものとする。

第十五条　輸出令別表第二の三第二号ヲに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、音波を利用した装置であって、次のいずれかに該当するもの及びその部分品とする。

一～三　［略］

第十六条　輸出令別表第二の三第二号ワに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二　［略］

第十七条　輸出令別表第二の三第二号カに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、電子式のカメラであって、貨物等省令第九条第三号ニ（一）２又はホ（二）に該当するフォーカルプレーンアレーを組み込んだものとする。

第十八条　輸出令別表第二の三第二号ヨに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二　［略］

第十九条　輸出令別表第二の三第二号タに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～七　［略］

第二十条　輸出令別表第二の三第二号レに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二　［略］

第二十一条　輸出令別表第二の三第二号ソに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、地上用の重力計であって、次のいずれかに該当するものとする。

一・二　［略］

第二十二条　輸出令別表第二の三第二号ツに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～三　［略］

第二十三条　輸出令別表第二の三第二号ネに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一～三　［略］

第二十四条　輸出令別表第二の三第二号ナに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、第十九条に掲げる貨物及びその部分品の試験装置、検査装置、製造用の装置及び工具並びにこれらの部分品及び附属品であって、次のいずれかに該当するものとする。

一～三　［略］

第二十五条　輸出令別表第二の三第二号ラに掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一・二　［略］